

# 現 場 説 明 書

日光森林管理署

工事名 逆川林道災害復旧工事

## 説明事項

### 1 一般的事項

閲覧書類は下記のとおり。

- ①関東森林管理局ホームページ（全林道工事に共通し、「各種約款等」に掲載）：国有林野事業工事請負契約約款、関東森林管理局署等競争契約入札心得、森林土木工事等に関する仕様書等（林道工事標準仕様書及び施工管理基準、林道工事共通特記仕様書、林業専用道作設指針）
  - ②関東森林管理局ホームページ（「公壳・入札に関するお知らせ」に掲載）：総合評価落札方式に関する各種技術提案書作成要領、入札における競争参加資格確認申請書の様式
  - ③関東森林管理局ホームページ（工事ごとに個別に掲載）：入札説明書、工事請負契約書（案）、本工事費内訳書、特記仕様書、各種図面、公表用設計書
- なお、ホームページで取得できない場合は、日光森林管理署で閲覧すること。

### 2 林地の制限関係

- (1) 工事箇所は、日光国立公園区域内にあるので自然環境の維持保全、景観の保持に努めるとともに、ハイカー等一般の入林者に注意して施工すること。
- (2) 工事箇所は、水源かん養保安林区域内であるので、特に立木の保護、林地の保全及び流排水の処理に留意し、その機能維持に努めること。
- (3) 工事箇所は、道路協定を締結している路線であるため、通行止めが必要な期間は協定先との調整の上施工すること。

### 3 労働安全

施工現場の責任の明確化及び安全作業を徹底すること。労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、墜落、物の飛来等危険防止の措置、保護具の完全着用を徹底すること。

工事区域には、柵、表示板等を設けて一般者の立ち入りを禁止する規制措置を講じ事故の未然防止を図るとともに、工事施工に当たっては特に次のことを実施し、労働災害の防止に努めること。

- ア 毎日の作業開始前の作業現場（施設を含む）点検
- イ 機械類の始業点検及び鍵の適正な管理
- ウ 保護具の着用と適正な安全要員の配置
- エ 雇入れ時、配置換え時等の安全教育の実施と免許、資格の確認

#### 4 工事着工の連絡

工事着工前に、着工日を監督職員へ連絡すること。

#### 5 余裕期間

- (1) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和7年5月30日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んでいる。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。

- (2) 余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。

#### 6 用地関係

- (1) 工事用地はすべて林道敷内である。
- (2) 工事用地以外で国有林内に用地を必要とする場合は、所定の手続きを行うこと。

#### 7 残土処理

残土は、監督職員と場所等確認のうえ残土処理場に運搬し、降雨による流出等で下流に被害を及ぼすことのないよう適切に処理すること。

#### 8 共通単価の補正事項の明示

- (1) 労務費の通勤補正 「1. 00」
- (2) 機械損料の豪雪地域補正を計上
- (3) レミコンの奥地（距離）加算を計上
- (4) 小型構造物(3m<sup>3</sup>未満)に使用のレミコンは小型車割増を計上

#### 9 契約について

- (1) 契約金額は、落札金額に10%の消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。
- (2) 前払金は、請負代金の4/10以内とする。  
ただし、請求時期については、監督職員に確認すること。  
前払金の支払いについては、支払い計画の示達がなされてから可能となるので、請求時期については、監督職員に確認すること。

#### 10 契約の保証

- (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。
- ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書  
(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行宇都宮代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金

錢を払い込んで、交付を受けること。

- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 永井 幸樹」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 日光森林管理署長 中村 昌有吉」と記載するよう申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。

- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

- (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。

- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されることとする。

- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (コ) 受注者は、工事完成後、契約担当官等から保証書（保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。（保証会社の保証は除く。）

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 日光森林管理署長 中村 昌有吉」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

## エ 債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
  - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
  - (ウ) 保証保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 日光森林管理署長 中村 昌有吉」と記載するように申し込むこと。
  - (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
  - (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
  - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
  - (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※ 電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識

することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により発行された保証書又は証券をいう。

- ※ 電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。
- ※ 契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。
- ※ 認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

(4) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合。
- イ 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。)であって、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級(競争参加者選定事務取扱要領(平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達)第5の規定により付された等級をいう。)が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。

## 11 建設業退職金共済制度

- (1) 当該工事を受注した建設業者(以下「受注者」という。)は、建退共制度の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を提出できない場合は、その理由及び共済証紙の購入予定期限を書面により発注者に申し出るものとする。
- (2) 受注者は、前項の申し出をした場合、又は請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入した場合は、この収納書を工事完成までに発注者に提出するものとする。  
なお、受注者は請負金額の増額変更があった場合において共済証紙を追加購入しなかつたときは、発注者にその理由を書面により提出するものとする。
- (3) 発注者は、共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、受注者又は建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることができる。
- (4) 受注者は、現場において「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示を確実に実施するものとする。
- (5) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (6) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額に共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、

元請け業者に建退共制度への加入手続き、あるいは共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の委託に努めること。

## 12 建設副産物

- (1) 受注者は、次の事項に留意し、工事現場の管理を適切に行わなければならない。
  - ア 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすること。
  - イ 計画書の内容について現場担当者の教育を十分行うこと。
  - ウ 工事現場等において、一般廃棄物と産業廃棄物の分別及び保管を行わなければならない。特に作業員等の生活に伴う廃棄物の分別を徹底すること。
- (2) 森林内における建設工事等に伴い生じる根株等の利用については、工事現場内における林地への自然還元として利用すること。根株等が雨水等により下流へ流出する恐れがないように、安定した状態になるように林地への自然還元として利用すること。  
建設資材として利用する場合とは、①小規模な土留めとしての利用、②盛土法尻保護工としての利用、③水路工における浸食防止としての利用、④柵工・筋工・暗渠工等としての利用をいう。
- (3) 根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合においては、土砂等と同様のものとして取り扱われるものである。  
なお、この場合、林道技術基準等に基づいて、適切に利用されるよう努められたい。

## 13 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払ができる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

## 14 資材等の運搬関係

道路交通法改正により大型貨物自動車等の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い荷受人にもその責を課せられることになり、違法運転の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので大型貨物自動車等により工事用資材及び工事用機械器・具等の運搬に際しては過積載のないように十分に注意すること。

## 15 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速かにその

内容を記載した書面により発注者に報告すること。

- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 16 その他

- (1) 設計図書に数量のみを示した工種で、施工箇所が明示されていない場合は、監督職員の指示または承諾により施工すること。
- (2) 施工箇所において条件変更等の事項が確認された場合は、速やかに監督職員と協議し指示承諾を得ること。